

Ⅲ－13 千早赤阪水道事業編

1	千早赤阪水道事業の概要	——	149
2	原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点	——	151
3	水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度	——	151

1. 千早赤阪水道事業の概要

千早赤阪水道事業では、自己水系である千早浄水場及び岩井谷浄水場と、水道用水供給事業から水道水を受水する系統があります。以下に、給水状況、浄水場施設の概要を示します。

(1) 給水状況

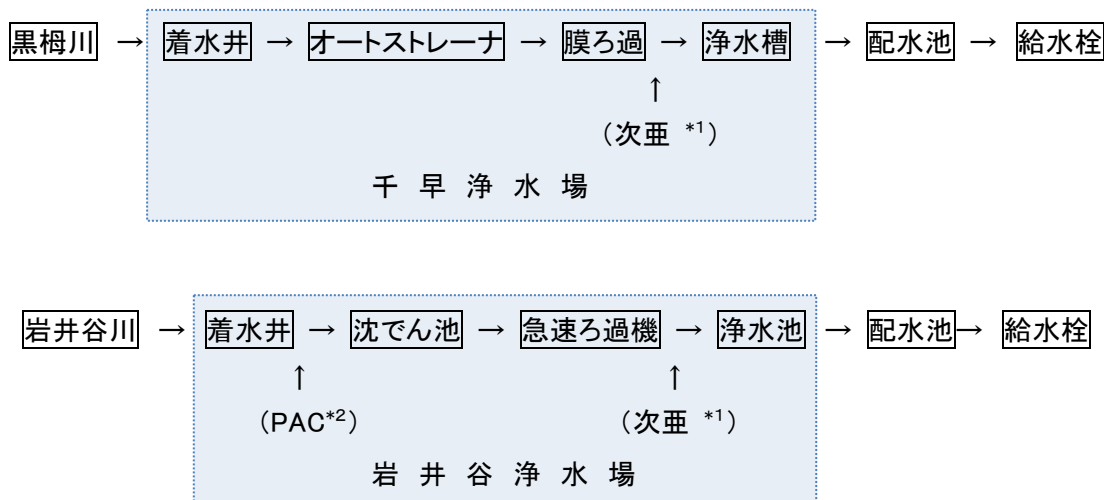
表1 給水状況（令和2年度）

給水人口	5,040人（令和3年3月末現在）
普及率	99%
給水戸数	2,366戸（令和3年3月末現在）
年間給水量	669,276 m ³
一日最大給水量	2,180 m ³ （令和3年1月13日）
一日平均給水量	1,505 m ³
一人一日平均給水量	299 L
一日最大受水量	795 m ³ （令和3年1月13日）
一日平均受水量	486 m ³

(2) 浄水場の名称と浄水方法

表2 浄水場の名称と浄水方法

浄水場の名称	千早浄水場	岩井谷浄水場
水源の名称	黒楯川（表流水）	岩井谷川（表流水、伏流水）
浄水処理方法	UF膜ろ過	凝集沈澱＋急速ろ過
給水戸数	164戸	2,202戸
処理能力	320 m ³	1,720 m ³



*1 次亜塩素酸ナトリウム(消毒剤)、*2 ポリ塩化アルミニウム(凝集剤)

図1 各浄水場の処理フロー

(3) 給水区域

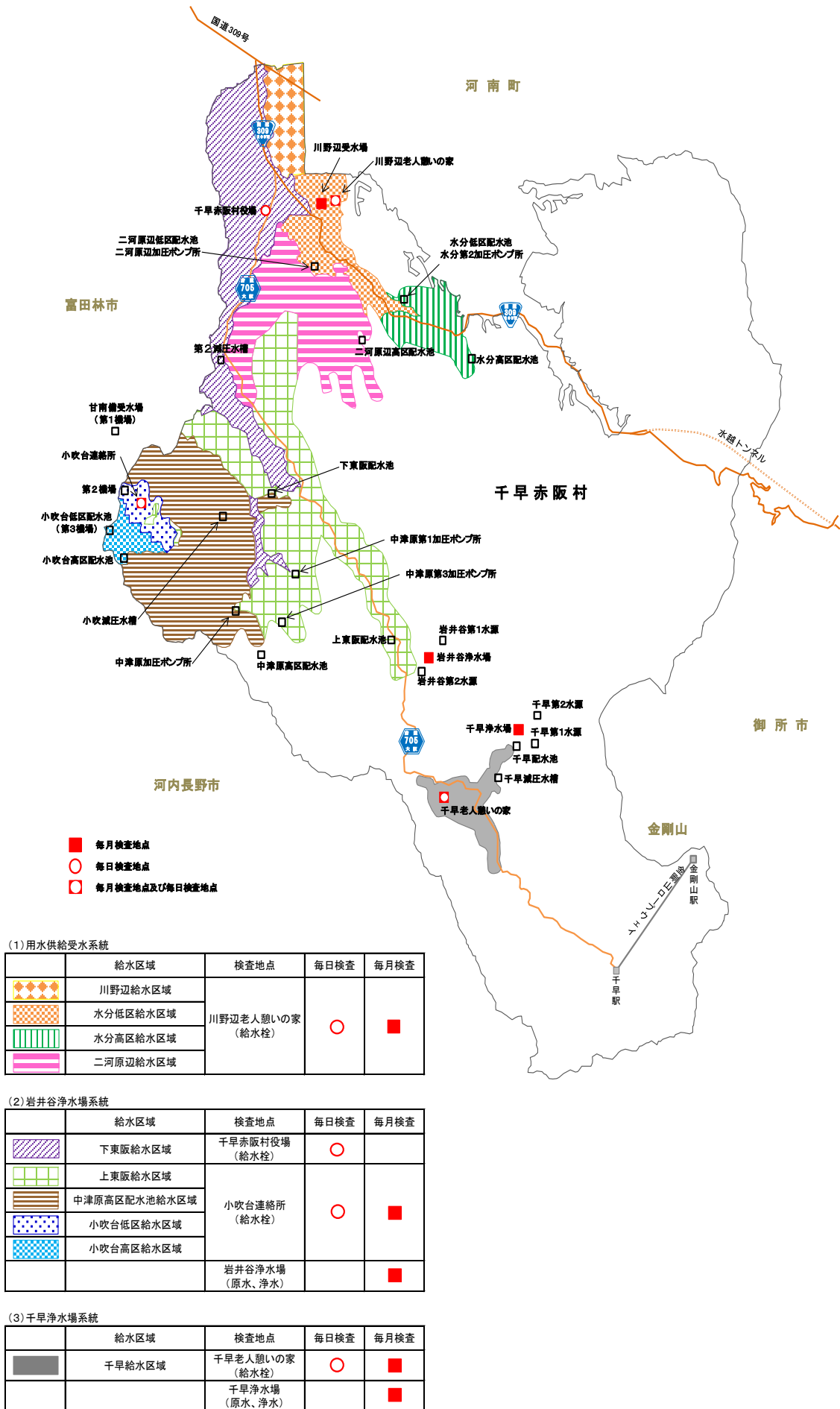


図2 千早赤阪水道事業の給水区域

2. 原水及び水道水の水質状況並びに水質管理上の留意点

(1) 水道用水供給事業からの受水の状況

水道用水供給事業では、全量を高度浄水処理水として供給しており、すべての水道水質基準項目について基準値を満足しています。

(2) 原水の水質状況

浄水場の原水は金剛山系の河川の最上流部で取水しているため、汚染源となる工場や下水処理場などの施設は周辺には存在せず、降雨時の一時的な濁りを除けば原水水質は比較的良好です。水源域の主な植生はスギ、ヒノキであり、落ち葉等が腐敗してできるフミン酸やフルボ酸などの有機物が原水中に存在します。また、水源一帯にはイノシシ等の野生動物の生息が確認されていることや、登山者が入山するエリアであるため、耐塩素性病原生物のクリプトスポリジウム等の指標菌である大腸菌や嫌気性芽胞菌がこれまでに検出されています。

(3) 水道水の水質状況

水道水の水質は水道水質基準項目の全てについて基準値を満足しています。自己水系の給水栓では、水温が上昇する5月から10月頃にかけてトリクロロ酢酸（基準28）等の消毒副生成物（塩素消毒により水道水中に微量に含まれる有機物が化学変化してできる副産物）の濃度が上昇する傾向があります。また、岩井谷浄水場系では、浄水中のアルミニウム（基準33）濃度が5月から10月にかけて上昇する傾向があります。そのため、本検査計画では、トリクロロ酢酸（基準28）、アルミニウム（基準33）については検査頻度を増やして監視強化を行います。

3. 水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度

(1) 水質検査地点

1) 毎日検査

毎日検査における検査地点は図2を参照。

2) 毎月検査

表3 毎月検査での検査地点

		検査地点		
		自己水系		用水供給受水
		千早浄水場系	岩井谷浄水場系	
原水		千早浄水場原水	岩井谷浄水場原水	—
水道水	浄水場出口又は受水地点（分岐）	千早浄水場出口	岩井谷浄水場出口	川野辺分岐
	給水栓	千早老人憩の家	小吹台連絡所	川野辺老人憩の家

(2) 水質検査項目及び検査頻度

1) 毎日検査

1日1回以上の頻度で、色、濁り、消毒の残留効果(遊離残留塩素)の確認の項目について検査を行います。

2) 毎月検査

検査項目及び検査頻度の詳細については、表4-1～表4-3及び表5～表7を参照してください。

表4-1 水質基準項目及び検査頻度（千早浄水場系水道水）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び 通知等に 基づき 設定する 検査頻度	過去3年間の最高値*3		検査頻度(回/年)		備考
				浄水場	給水栓	浄水場	給水栓	
				千早浄水場 出口	千早老人 憩の家	千早浄水 場出口	千早老人 憩の家	
基01	一般細菌	100集落以下/mL	年12回	0	0	12	12	
基02	大腸菌	検出されないこと		検出せず	検出せず	12	12	
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	年4回	<0.0003	—	2	—	*1*2
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下		<0.00005	—	2	—	*1*2
基05	セレン及びその化合物	0.01以下		<0.001	—	2	—	*1*2
基06	鉛及びその化合物	0.01以下		<0.001	<0.001	2	2	*1
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下		<0.001	—	2	—	*1*2
基08	六価クロム化合物	0.02以下		<0.002	<0.002	2	2	*1
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下		<0.004	<0.004	2	—	*1*2
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		<0.001	<0.001	2	4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	年12回	1.00	1.01	12	12	
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	年4回	<0.08	—	2	—	*1*2
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下		<0.1	—	2	—	*1*2
基14	四塩化炭素	0.002以下		<0.0002	—	2	—	*1*2
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下		<0.005	—	2	—	*1*2
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下		<0.004	—	2	—	*1*2
基17	ジクロロメタン	0.02以下		<0.002	—	2	—	*1*2
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下		<0.001	—	2	—	*1*2
基19	トリクロロエチレン	0.01以下		<0.001	—	2	—	*1*2
基20	ベンゼン	0.01以下		<0.001	—	2	—	*1*2
基21	塩素酸	0.6以下		0.16	0.16	4	4	
基22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	<0.002	4	4		
基23	クロロホルム	0.06以下	0.015	0.033	4	4		
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.010	0.008	4	4		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	<0.01	<0.01	4	4		
基26	臭素酸	0.01以下	<0.001	<0.001	4	4		
基27	総トリハロメタン	0.1以下	0.017	0.037	4	4		
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.012	0.019	4	8	*4	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	<0.003	0.005	4	4		
基30	ブロモホルム	0.09以下	<0.009	<0.009	4	4		
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	<0.008	4	4		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	年4回	<0.1	<0.1	2	2	*1
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.02	<0.02	4	2	*1	
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	年12回	<0.03	<0.03	12	12	
基35	銅及びその化合物	1.0以下	年4回	<0.1	<0.1	2	2	*1
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下	<20	—	2	—	*1*2	
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	年12回	<0.005	<0.005	12	12	
基38	塩化物イオン	200以下	<20	<20	12	12		
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	47.6	26.1	4	1	*1*2	
基40	蒸発残留物	500以下	77	60	4	1	*1*2	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	—	2	—	*1*2	
基42	ジェオスミン	0.00001以下	発生時期に 月1回	<0.000001	<0.000001	1	1	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001	<0.000001	1	1		
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	年4回	<0.01	—	4	—	*1*2
基45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	—	2	—	*1*2	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1.3	1.2	12	12		
基47	pH値	5.8~8.6	7.5~7.9	7.5~8.0	12	12		
基48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	12	12		
基49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	12	12		
基50	色度	5度以下	1.2	0.9	12	12		
基51	濁度	2度以下	<0.1	0.2	12	12		

表 4-2 水質基準項目及び検査頻度（岩井谷浄水場系水道水）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び 通知等に 基づき 設定する 検査頻度	過去3年間の最高値*3		検査頻度(回/年)		備考
				浄水場	給水栓	浄水場	給水栓	
				岩井谷浄水場 出口	小吹台 連絡所	岩井谷浄 水場出口	小吹台 連絡所	
基 01	一般細菌	100 集落以下/mL	年 12 回	0	0	12	12	
基 02	大腸菌	検出されないこと		検出せず	検出せず	12	12	
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	<0.0003	—	2	—	*1*2
基 04	水銀及びその化合物	0.0005 以下		<0.00005	—	2	—	*1*2
基 05	セレン及びその化合物	0.01 以下		<0.001	—	2	—	*1*2
基 06	鉛及びその化合物	0.01 以下		<0.001	<0.001	2	2	*1
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下		<0.001	—	2	—	*1*2
基 08	六価クロム化合物	0.02 以下		<0.002	<0.002	2	2	*1
基 09	亜硝酸態窒素	0.04 以下		<0.004	—	2	—	*1*2
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下		年 4 回	<0.001	<0.001	2	4
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	年 12 回	1.46	1.28	12	12	
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	年 4 回	0.10	—	4	—	*1*2
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下		<0.1	—	2	—	*1*2
基 14	四塩化炭素	0.002 以下		<0.0002	—	2	—	*1*2
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 以下		<0.005	—	2	—	*1*2
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		<0.004	—	2	—	*1*2
基 17	ジクロロメタン	0.02 以下		<0.002	—	2	—	*1*2
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	—	2	—	*1*2
基 19	トリクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	—	2	—	*1*2
基 20	ベンゼン	0.01 以下		<0.001	—	2	—	*1*2
基 21	塩素酸	0.6 以下		0.14	0.11	4	4	
基 22	クロロ酢酸	0.02 以下	<0.002	<0.002	4	4		
基 23	クロロホルム	0.06 以下	<0.006	0.016	4	4		
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	<0.003	0.008	4	4		
基 25	ジブromクロロメタン	0.1 以下	<0.01	<0.01	4	4		
基 26	臭素酸	0.01 以下	<0.001	<0.001	4	4		
基 27	総トリハロメタン	0.1 以下	<0.01	0.020	4	4		
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	<0.003	0.010	4	8	*4	
基 29	ブromジクロロメタン	0.03 以下	<0.003	0.003	4	4		
基 30	ブromホルム	0.09 以下	<0.009	<0.009	4	4		
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	<0.008	<0.008	4	4		
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	<0.1	<0.1	2	2	*1
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下		0.10	0.08	8	4	*4*1
基 34	鉄及びその化合物	0.3 以下	年 12 回	<0.03	<0.03	12	12	
基 35	銅及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	<0.1	<0.1	2	2	*1
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 以下		<20	—	2	—	*1*2
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年 12 回	<0.005	<0.005	12	12	
基 38	塩化物イオン	200 以下		<20	<20	12	12	
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	年 4 回	62.6	57.6	4	1	*1*2
基 40	蒸発残留物	500 以下		101	105	4	1	*1*2
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下		<0.02	—	2	—	*1*2
基 42	ジェオスミン	0.00001 以下	発生時期に 月 1 回	<0.000001	<0.000001	1	1	
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		<0.000001	<0.000001	1	1	
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年 4 回	<0.01	—	4	—	*1*2
基 45	フェノール類	0.005 以下		<0.0005	—	2	—	*1*2
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	年 12 回	1.1	1.1	12	12	
基 47	pH値	5.8~8.6		7.4~7.8	7.4~7.7	12	12	
基 48	味	異常でないこと		異常なし	異常なし	12	12	
基 49	臭気	異常でないこと		異常なし	異常なし	12	12	
基 50	色度	5 度以下		1.0	<0.5	12	12	
基 51	濁度	2 度以下		0.1	<0.1	12	12	

表 4-3 水質基準項目及び検査頻度（川野辺受水系水道水）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び 通知等に 基づき 設定する 検査頻度	過去 3 年間の最高値 *3		備考	
				検査頻度 (回/年)			
				給水栓	給水栓		
				川野辺老人憩の家	川野辺老人憩の家		
基 01	一般細菌	100 集落以下/mL	年 12 回	0	12		
基 02	大腸菌	検出されないこと		検出せず	12		
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	<0.0003	2	*1*2	
基 04	水銀及びその化合物	0.0005 以下		<0.00005	2	*1*2	
基 05	セレン及びその化合物	0.01 以下		<0.001	2	*1*2	
基 06	鉛及びその化合物	0.01 以下		<0.001	2	*1	
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下		<0.001	2	*1*2	
基 08	六価クロム化合物	0.02 以下		<0.002	2	*1	
基 09	亜硝酸態窒素	0.04 以下		<0.004	2	*1*2	
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下		<0.001	4		
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	年 12 回	1.21	12		
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	年 4 回	0.10	4	*1*2	
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下		<0.1	2	*1*2	
基 14	四塩化炭素	0.002 以下		<0.0002	2	*1*2	
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 以下		<0.005	2	*1*2	
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		<0.004	2	*1*2	
基 17	ジクロロメタン	0.02 以下		<0.002	2	*1*2	
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	2	*1*2	
基 19	トリクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	2	*1*2	
基 20	ベンゼン	0.01 以下		<0.001	2	*1*2	
基 21	塩素酸	0.6 以下		0.13	4		
基 22	クロロ酢酸	0.02 以下		<0.002	4		
基 23	クロロホルム	0.06 以下		0.011	4		
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.005	4			
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	<0.01	4			
基 26	臭素酸	0.01 以下	0.003	4			
基 27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.027	4			
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.004	4			
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.008	4			
基 30	ブロモホルム	0.09 以下	<0.009	4			
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	<0.008	4			
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	<0.1	2	*1	
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.06	4	*1		
基 34	鉄及びその化合物	0.3 以下	年 12 回	<0.03	12		
基 35	銅及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	<0.1	2	*1	
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	<20	2	*1*2		
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年 12 回	<0.005	12		
基 38	塩化物イオン	200 以下	<20	12			
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	49.3	4	*1*2		
基 40	蒸発残留物	500 以下	107	4	*1*2		
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	<0.02	2	*1*2		
基 42	ジェオスミン	0.00001 以下	発生時期に 月 1 回	<0.000001	1		
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	<0.000001	1			
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年 4 回	<0.01	4	*1*2	
基 45	フェノール類	0.005 以下	<0.0005	2	*1*2		
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	1.1	12			
基 47	pH 値	5.8~8.6	7.3~7.9	12			
基 48	味	異常でないこと	異常なし	12			
基 49	臭気	異常でないこと	異常なし	12			
基 50	色度	5 度以下	<0.5	12			
基 51	濁度	2 度以下	<0.1	12			

- *1 水道法により、給水栓では過去3年間の当該事項の検査結果が基準値の5分の1以下である場合は検査頻度を年4回から年1回以上、過去3年間の当該事項の検査結果が基準値の10分の1以下である場合は検査頻度を年4回から3年に1回以上とすること（頻度減）が可能です。本水質検査計画では、年間の水質変動の確認及び継続的な水質評価の観点から過去3年間のすべての検査結果が基準値の10分の1以下の場合は検査頻度を年2回とします。
- *2 送配水施設内で濃度上昇がない項目については、給水栓から浄水場出口及び受水地点などの起点に遡って検査すること（地点代替）が可能です。千早浄水場系及び岩井谷浄水場系の給水栓については、検査地点を給水栓から浄水場出口に遡って検査を行います。ただし、水質管理目標設定項目の腐食性（ランゲリア指数）（表6の目27）を算出するために必要なカルシウム、マグネシウム等（硬度）及び蒸発残留物については給水栓において年1回検査を実施します。
- *3 平成30年4月から令和3年3月までの3年間でのすべての結果の最高値を指します。
- *4 高水温期に濃度上昇する傾向があるため、監視強化により年8回の検査を行います。

表5 水質基準項目及び検査頻度（原水及び受水を原水と位置づける検査）

番号	項目	検査頻度（回/年）		
		千早浄水場原水	岩井谷浄水場原水	川野辺分岐*1
基01	一般細菌	12	12	1
基02	大腸菌	12	12	1
基03	カドミウム及びその化合物	4	4	1
基04	水銀及びその化合物	4	4	1
基05	セレン及びその化合物	4	4	1
基06	鉛及びその化合物	4	4	1
基07	ヒ素及びその化合物	4	4	1
基08	六価クロム化合物	4	4	1
基09	亜硝酸態窒素	12	12	1
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	1
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	12	1
基12	フッ素及びその化合物	4	4	1
基13	ホウ素及びその化合物	4	4	1
基14	四塩化炭素	4	4	1
基15	1,4-ジオキサン	4	4	1
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	4	4	1
基17	ジクロロメタン	4	4	1
基18	テトラクロロエチレン	4	4	1
基19	トリクロロエチレン	4	4	1
基20	ベンゼン	4	4	1
基21	塩素酸	—	—	1
基22	クロロ酢酸	—	—	1
基23	クロロホルム	—	—	1
基24	ジクロロ酢酸	—	—	1
基25	ジブロモクロロメタン	—	—	1
基26	臭素酸	—	—	1
基27	総トリハロメタン	—	—	1
基28	トリクロロ酢酸	—	—	1
基29	ブロモジクロロメタン	—	—	1
基30	ブロモホルム	—	—	1
基31	ホルムアルデヒド	—	—	1
基32	亜鉛及びその化合物	4	4	1
基33	アルミニウム及びその化合物	4	4	1
基34	鉄及びその化合物	12	12	1
基35	銅及びその化合物	4	4	1
基36	ナトリウム及びその化合物	4	4	1
基37	マンガン及びその化合物	12	12	1
基38	塩化物イオン	12	12	1
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4	4	1
基40	蒸発残留物	4	4	1
基41	陰イオン界面活性剤	4	4	1
基42	ジェオスミン	1	1	1
基43	2-メチルイソボルネオール	1	1	1
基44	非イオン界面活性剤	4	4	1
基45	フェノール類	4	4	1
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	1
基47	pH値	12	12	1
基48	味	—	—	1
基49	臭気	12	12	1
基50	色度	12	12	1
基51	濁度	12	12	1

*1 受水する水道水については、原水と位置づけて基準項目を年1回実施することとされており、水道用水供給事業が行う近傍の水質検査結果を活用することが可能です。そのため、水道用水供給事業が実施する川野辺分岐の水質検査結果を活用します。

表6 水質管理目標設定項目及び検査頻度

番号	項目	検査頻度(回/年)						
		千早浄水場系			岩井谷浄水場系			川野辺受水系
		千早浄水場原水	千早浄水場出口	千早老人憩の家	岩井谷浄水場原水	岩井谷浄水場出口	小吹台連絡所	川野辺老人憩の家
目01	アンチモン及びその化合物	—	1	—	—	1	—	1
目02	ウラン及びその化合物	—	1	—	—	1	—	1
目03	ニッケル及びその化合物	—	1	2	—	1	2	2
目04	削除	—	—	—	—	—	—	—
目05	1,2-ジクロロエタン	—	1	—	—	1	—	1
目06	削除	—	—	—	—	—	—	—
目07	削除	—	—	—	—	—	—	—
目08	トルエン	—	1	—	—	1	—	1
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	—	1	—	—	1	—	1
目10	亜塩素酸*1	—	—	—	—	—	—	—
目11	削除	—	—	—	—	—	—	—
目12	二酸化塩素*1	—	—	—	—	—	—	—
目13	ジクロロアセトニトリル	—	1	2	—	1	2	2
目14	抱水クロラル	—	1	2	—	1	2	2
目15	農業類	—	1	—	—	1	—	—
目16	残留塩素	—	12	12	—	12	12	12
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)*2	4	4	1	4	4	1	4
目18	マンガン及びその化合物*2	12	12	12	12	12	12	12
目19	遊離炭酸	—	1	1	—	1	1	1
目20	1,1,1-トリクロロエタン	—	1	—	—	1	—	1
目21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	—	1	—	—	1	—	1
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	—	1	1	—	1	1	1
目23	臭気強度(TON)	—	1	1	—	1	1	1
目24	蒸発残留物*2	4	4	1	4	4	1	4
目25	濁度*2	12	12	12	12	12	12	12
目26	pH値*2	12	12	12	12	12	12	12
目27	腐食性(ランゲリア指数)	—	1	1	—	1	1	1
目28	従属栄養細菌	—	—	1	—	—	1	1
目29	1,1-ジクロロエチレン	—	1	—	—	1	—	1
目30	アルミニウム及びその化合物*2	4	4	4	4	8	4	4
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	—	1	—	—	1	—	—

*1 浄水処理において二酸化塩素を使用していないため検査を省略します。

*2 水質基準項目(表4)にも含まれる項目です。

表7 その他の項目及び検査頻度

項目	検査頻度(回/年)						
	千早浄水場系			岩井谷浄水場系			川野辺受水系
	千早浄水場原水	千早浄水場出口	千早老人憩の家	岩井谷浄水場原水	岩井谷浄水場出口	小吹台連絡所	川野辺老人憩の家
電気伝導率	—	12	12	—	12	12	12
浮遊物質	4	—	—	4	—	—	—
アルカリ度	—	1	1	—	1	1	1
酸度	—	1	1	—	1	1	1
生物化学的酸素要求量(BOD)	4	—	—	4	—	—	—
紫外線(UV)吸光度(260nm・50mm)	8	8	8	8	8	8	—
全リン	4	—	—	4	—	—	—
アンモニア態窒素	12	—	—	12	—	—	—
全窒素	4	—	—	4	—	—	—
塩素要求量	4	—	—	4	—	—	—
総トリハロメタン(THM)生成能	4	—	—	4	—	—	—
嫌気性芽胞菌	1	—	—	1	—	—	—
クリプトスポリジウム等	1	—	—	1	—	—	—



水質検査計画 千早赤阪水道事業編に対するご意見・ご質問は…

大阪広域水道企業団 千早赤阪水道センター
(千早赤阪村役場内)

電話：0721-72-0081 (代表) FAX：0721-72-1880

住所：〒585-8501 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地